

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づく評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は別表のとおりとする。ただし、区職員又は協議会職員を兼ねる役員等については報酬を支給しない。

2 役員等の報酬は日額とし、会議等への出席の都度、別表に基づき支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務で区外に出張したときは、その費用を実費で弁償する。

(支払方法等)

第4条 役員等の報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

附則

この規程は、平成3年8月12日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年5月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。ただし、評議員及び地域福祉活動計画推進委員会委員並びに地域福祉活動計画推進委員会作業部会委員については平成29年4月1日から、理事及び監事については平成29年7月1日からそれぞれ適用する

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 評議員・選任解任委員会、地域福祉活動計画推進委員会等委員会及び部会については、各種委員会設置規程等により定める。

別表（第2条関係）

報酬

区分	内容	報酬額	年間総額 (1人当たり上限)
理事	理事の職務に従事したとき	日額 5,000円	正副会長 300,000円 理事 35,000円
評議員	評議員の職務に従事したとき	日額 5,000円	25,000円
監事	監事の職務に従事したとき		
	・公認会計士等の資格を有する者 ・地域福祉関係者等	日額 15,000円 日額 10,000円	210,000円 140,000円